



市 章

大津市公報

令 和 7 年 5 月 30 日
号 外 （第 29 号）発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日（休日の場合は翌日）発行

目 次

○ 規 則

67 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則…………… 1

○ 企 業 局 管 理 規 程

15 大津市指定ガス工事店規程の一部改正…………… 2

規 則

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を公布する。

令和7年5月30日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第67号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

第1章 関係規則の一部改正

（大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和54年規則第20号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第1号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に、「場合、」を「場合若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合、」に改める。

（大津市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部改正）

第2条 大津市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則（平成18年規則第134号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に、「拘留されている場合」を「拘置されている場合若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合」に改める。

（大津市旅館業法施行細則の一部改正）

第3条 大津市旅館業法施行細則（平成21年規則第29号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第3号までの規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第2章 経過措置

（人の資格に関する経過措置）

第4条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の規則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規則の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期の刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）に処せられた者とみなす。

（大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則及び大津市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第5条 この規則の施行前にした行為に対する旧刑法第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、禁錮若しくは旧拘留の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下同じ。）に拘置されている者又は留置施設に留置されて当該行為に対する懲役、禁錮若しくは旧拘留の刑の執行を受けている者に対する第1条の規定による改正後の大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第7条の2第1号の規定及び第2条の規定による改正後の大津市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則第1条第1号の規定の適用については、懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者は、それぞれ拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者と、留置施設に留置されて懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行を受けている者は、それぞれ留置施設に留置されて拘禁刑又は拘留の刑の執行を受けている者とみなす。

（大津市旅館業法施行細則の一部改正に伴う経過措置）

第6条 この規則の施行の際現にある第3条の規定による改正前の大津市旅館業法施行細則様式第1号から様式第3号までの規定により調製した申請書は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

企 業 局 管 理 規 程

大津市企業局管理規程第15号

大津市指定ガス工事店規程（平成19年企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

令和7年5月30日

大津市公営企業管理者 南 堀 弘

第4条第1項第5号イ、第10条第2項第2号、第14条第3項第2号及び第18条第1項第3号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規程は、令和7年6月1日から施行する。